

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 4 月 7 日現在

機関番号：32663

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25780076

研究課題名(和文)「債権の消滅原因」の現代化に向けた基礎的研究 「決済」の法的性質について

研究課題名(英文) The legal nature of "payment": constructing a fundamental theory toward modernization of payment law

研究代表者

深川 裕佳 (FUKAGAWA, Yuka)

東洋大学・法学部・准教授

研究者番号：10424780

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、民法における弁済の規定を中心に検討した。今日、金銭債務は、法貨(現金)による支払いだけでなく、その他の比較的新しい手段(たとえば、貯金口座振込み(払込み)、クレジットカード、電子マネーなど)により弁済されている。しかし、日本民法の弁済の規定は、法貨以外の手段を利用する場合を想定していない。そこで、これらの比較的新しい支払手段をも説明できる、弁済に関する新たな理論が必要となっている。本研究では、国会に提出された民法(債権関係)改正法案を検討して、そこに提案されている口座振込み(払込み)による支払いに関する規定案が十分でなく、さらなる法改正・立法が必要となることを示した。

研究成果の概要(英文)：In this study, we discuss about payment rules in the Civil law of Japan. These days, we perform monetary obligations not only by paying cash (legal tender), but also by other relatively new means such as paying via transfer of money using bank accounts, credit card, E-money. The Civil code of Japan, however, does not have particular rules of payment instruments other than legal tender. A new theory which can cover such relatively new payment instruments is needed. For that, this study concludes that the Draft of Japanese Civil Code (Law of Obligations) Reform submitted to the National Diet of Japan, which proposed some rules about payments using bank accounts, is not enough.

研究分野：民法

キーワード：決済 弁済 口座振込み・口座払込み 民法(債権関係)改正の検討

### 1. 研究開始当初の背景

現代において、口座振込、クレジットカード、電子マネーなど、市民生活において浸透しつつある金銭債務の支払い手段（決済手段）は、民法の起草時には想定されなかった形態に進化しつつある。これらの新しい支払い手段は、複数当事者間での債権関係の連鎖を経て最終的に債権関係を清算するものであり、二者間での一回的行為による債権関係の清算を想定した民法第3編「債権」に規定された「債権の消滅原因」とは異なる問題（法的性質、要件など）を生じさせており、解決策の検討が急務となっている。

### 2. 研究の目的

本研究は、日常生活において用いられる決済手段についての実態を調査し、わが国の判例・学説、フランスの議論を検討して、「決済」の意義、要件および効果を明らかにして立法提言することを目的とするものである。

金銭債権の「決済」手段には、様々なものがある。たとえば、現金（＝法貨、通貨）、口座振込み（払込み）、手形・小切手、クレジットカード、電子マネーなどである。民法は、債権関係の清算のために、弁済、代物弁済、供託、相殺、更改、免除、混同という7種類の「債権の消滅原因」を規定する。しかし、これら7種類の「債権の消滅原因」と「決済」の関係は明らかでない。また、先に挙げた口座振込みや電子マネーでの支払いなどの種々の決済手段は、これらの民法上の債権の消滅原因では説明できないものを含んでいる。民法が債権の消滅を債権者と債務者の間の二者間における一つの行為として捉えるのに対して、決済は、債権者と債務者に加えて、決済システム提供者という多数当事者の連鎖的法律関係を伴うプロセスとして捉えられるものだからである。そこで、「決済」という概念は、金銭債権の消滅原因であるとしても、民法に用意された各種の債権の消滅原因と一致するかどうか明らかではなく、また、その法的性質が不明確のままに残されているように思われる。

このような問題意識から、本研究では、「決済」の法的性質を検討した上で、民法典または特別法において、民法起草当初に想定されていた現金による支払いのみならず、口座振込みやクレジットカード、電子マネーなどの比較的新しい支払手段について、新しい規定の創設または既存の規定の改正が必要であるか、必要としてどのような規定が必要となっているのかということを検討し、立法提案を試みる。

### 3. 研究の方法

クレジットカードや、オンライン振込みなどの新しい支払い方法は、「電子的な弁済 (paiement électronique)」と呼ばれ、フランスの体系書においては、弁済 (paiement) の一形態として説明されている (TERRE, SIMLER et LEQUETTE, *Droit civil, Les obligations*, 9<sup>e</sup> éd., 2005, n° 1342)。それは、

「通貨 (monnaie)」の電子的な、または、情報的な新たな形態ではなく、預金通貨 (monnaie scripturale) による新たな手法であると位置づけられる (Thomas Le Gueut, Thèse, *Le paiement de l'obligation monétaire en droit privé interne*, 2012)。このような電子的な弁済に関しては、すでにいくつかの研究が公表されており、理論的な進展が見られるだけでなく、EU 指令などを通じて、フランスにおいて国内法化が進んでいる。

そこで、本研究においては、その課題にアプローチするため、EU およびフランスにおける立法の動向および学説の発展から示唆を得つつ、日本における民法（債権関係）改正法案を検討して、さらなる立法の必要性（または、民法改正法案のさらなる改正の必要性）を指摘するという方法を採用した。

### 4. 研究成果

#### (1) 口座振込みに関する基礎理論を明らかにすることの有用性

本研究では、その初年度および第二年目の検討を通じて、近年、利用額が急速に伸びつつある「電子マネー」に限らず、より大きな金額を扱う「クレジットカード」決済やインターネットを経由した「預貯金口座振込み」による決済も考慮に入れた、電子的な弁済に関する一般理論を構築する必要があることが、特に、消費者保護という観点から必要となることが明らかとなった。前述のとおり、すでに、フランスでは、口座振込みもクレジットカード決済も、預金口座を利用した新たな支払い手段の一つであることが指摘されており、そこで、「決済」の法的意義を明らかにするには、口座振込みに関する基礎理論を提示することが有用であると考えられた。

#### (2) フランスにおける口座振込みに関する立法・判例・学説の動向

最終年度である三年目には、これまでの研究成果をまとめる研究として、特に、従来、日本において判例・学説の蓄積がある口座振込みについて理論的な検討を行った。口座振込みは、クレジットカードによる支払いや電子マネーによる支払いについて、理論的な比較をするための基礎となるものと考えられ、電子的な弁済に関する一般理論の構築に向けた手がかりを与えるものと考えられるからである。この結果は、論文としてまとめ、公表した（後述「5. 主な発表論文等」に示した雑誌論文(1)(3)(4)「預貯金口座に対する振込みによる弁済の効果(1)(2)(3・完) フランスにおける近年の議論を参考にして」）。

本研究による最終的な成果を要約して述べれば、以下の通りである。

フランス破毀院判例によれば、振込指図が撤回不能になることに伴って、振込依頼人（債務者）から受取人（債権者）に対して振込資金上の権利が移転することから、二人の間の原因債務について、この移転に伴って弁

済の効力が生じるものと考えられている。そして、EU 決済サービス指令およびこれを国内法化したフランスにおいては、振込指図は仕向銀行による振込指図の受領によって撤回不能になるものと立法化されたことから、近年の学説は、判例法理に基づいて、仕向銀行による振込指図の受領に伴って振込資金の権利移転が生じて、この時点において弁済の効果が生じることになるものと指摘する。

このように振込指図が仕向銀行に受領されて弁済になることは、振込依頼人にとっては、あたかも現金によって直接に債権者に対して支払いをして債務を免れることができるのに近い扱いである。しかし、口座振込みでは、現金とは異なって、銀行間での資金決済が必要となるために、振込依頼人による振込指図から、受取人による入金記帳がなされるまでの一連の手続きに時間的な差がある。そこで、フランスの学説では、この時間差を説明するために、遡及効を伴う停止条件付弁済という考え方を提示している。すなわち、被仕向銀行が振込指図（為替通知）を受領することを停止条件として、仕向銀行による振込指図受領時において弁済の効果（債務不履行責任の免責および債権の消滅）が生じるというのである。

### (3) 口座振込み（口座払込み）に関する日本民法（債権関係）改正の検討

日本においては、2015年3月に国会に提出された民法（債権関係）改正法律案・第477条（以下、「法律案・第477条」という。）は、口座払込みに関して規定する（条文案では、口座「振込み」と規定されているが、以下では、慣用となっている「振込み」の語を用いる）。しかし、前述において紹介したフランスにおける議論の発展と比較検討すれば、その立法案には、以下のように、なお不十分な点が残されているものと指摘することができる。

同条文案は、「債権者がその預金又は貯金に係る債権の債務者に対してその払込みに係る金額の払い戻しを請求する権利を取得した時」に口座振込みが「弁済の効力」を生じるものとする。この条文案は、入金記帳による預金債権の成立、そして、そこから生じる弁済の効力発生という従来の考え方を踏襲するものとも解釈することができそうであるが、その起草に至る過程を詳細に検討すれば、入金記帳時と明示しなかったことによって解釈の余地を残したものと考えられることができる。そこで、同条文案の解釈として、被仕向銀行によって振込指図（為替通知）が受領された時点で弁済の効力を生じさせるものと考えられることができ、これを前提として、その受領よりも前には、仕向銀行に振込資金を提供してなした振込指図があれば、現実の提供があったと認めることによって、振込依頼人（債務者）を債務不履行責任から免責することも可能である。

しかし、受取人の受領行為を要することな

く振込資金を移転するという口座振込みの特徴に鑑みれば、仕向銀行によって振込資金と振込指図とが受領されれば、振込依頼人である債務者と受取人である債権者との間に弁済の効力が生じるものと理論的には考えることができる。そして、このように考えることは、決済システムの安全性に期待する市民感覚にも適合するものと思われる。

### (4) 法律案・477条のさらなる改正の提案または新条文創設の提案

そこで、民法典では、法律案・477条に提案されているような弁済の効力発生時を固定する立法よりもむしろ、民法（債権関係）改正法案の策定に向けた「要綱仮案の第二次案6（4）」に規定されているように、「当事者〔債権者〕が反対の意思を〔あらかじめ〕表示した場合または異なる取引上の慣習がある場合」を除いて、口座振込みによる支払いが本旨弁済となることを明示して、口座振込みが本旨弁済にあたるのか代物弁済にあたるのかという議論に明確な解決策を与え、その上で、口座振込みの場合には、振込取引の開始（仕向銀行による振込指図の受領）から振込資金の移転（被仕向銀行による振込指図の受領）までの一連の仕組みに振込依頼人（債権者）と受取人（債務者）以外の者の関与および時間の差があることから、法律案・第477条の文言を改めて、「債権者の預金又は貯金の口座に対する払い込みによってする弁済は、債権者がその預金又は貯金に係る債権の債務者に対してその払込みに係る金額の払い戻しを請求する権利を取得したときにその効力を生ずる」ものとして、口座振込みによって弁済の効力が生じるための条件を示すことが望まれる。今後の国会の審議においては、これらの二点（口座振込みが本旨弁済となるための要件および口座振込みが弁済の効力を生じる条件）について、法律案・第477条の文言を改めることが議論されるべきであろう。これらを立法化することによって、口座振込みによって弁済の効果が生じる時期は、解釈に委ねられることになる。そこで、その解釈を支える立法として、さらに、振込指図の撤回不能時期を明確にすべきであろう。この際、口座振込みの仕組みや市民感覚を考慮すれば、先日付振込みのように振込依頼人が振込資金上の権利移転を一定時期まで留保する意思を表示している場合を除いて、仕向銀行による振込指図の受領時を振込指図の撤回不能時とすべきであろう。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕計9件

- (1) 深川裕佳「預貯金口座に対する振込みによる弁済の効果（3・完） フランスにおける近年の議論を参考にして」東洋法学 59(3)177-246, 2016年3月(査

読無)

URL:

[https://toyo.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_snippet&index\\_id=33&pn=1&count=20&order=17&lang=japanese&page\\_id=13&block\\_id=17](https://toyo.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_snippet&index_id=33&pn=1&count=20&order=17&lang=japanese&page_id=13&block_id=17)において掲載予定

- (2) 深川裕佳「判批(名古屋高判 27・1・29)」私法判例リマックス (52)42-45, 2016年2月(査読無)
- (3) 深川裕佳「預貯金口座に対する振込みによる弁済の効果(2) フランスにおける近年の議論を参考にして」東洋法学 59(2)291-354, 2016年1月(査読無)  
URL:<http://id.nii.ac.jp/1060/00007683/>
- (4) 深川裕佳「預貯金口座に対する振込みによる弁済の効果(1) フランスにおける近年の議論を参考にして」東洋法学 59(1)119-221, 2015年7月(査読無)  
URL:  
<http://id.nii.ac.jp/1060/00007330/>
- (5) 深川裕佳「『委託を受けない保証』(いわゆる『保証ファクタリング』)の法的性質 最判平 24・5・28 民集 66 卷 7 号 3123 頁を契機として」東洋法学 58(3)221-246, 2015年3月(査読無)  
URL:  
<http://id.nii.ac.jp/1060/00007003/>
- (6) 深川裕佳「判批(民事判例研究(939)委託を受けない保証人の事後求償権を自働債権とする相殺の破産手続における処遇[最高裁第二小法廷平成 24.5.28 判決])法律時報 87(2)118-121, 2015年2月(査読無)
- (7) 深川裕佳「連帯債務に関する相互保証説の再評価 フランスにおける議論を参考にして」名古屋大学法政論集 (254)357-391, 2014年3月(査読無)  
URL: <http://hdl.handle.net/2237/19865>
- (8) 深川裕佳「多数当事者間相殺について『相殺』の簡易決済機能を中心に」法学論叢(漢陽大学校法学研究所紀要) 30(3)21-33, 2013年9月(査読無)
- (9) 深川裕佳「個別信用購入あっせん(個品割賦購入あっせん)におけるあっせん業者への既払金返還請求について 最判平成 23・10・25 民集 65 卷 7 号 3114 頁を中心に」東洋通信 50(1)85-101, 2013年4月(査読無)

〔学会発表〕(計1件)

- (1) 深川裕佳「民法(債権法関係)改正の動向」経営実務法学会(於:大阪工業大学大阪センター〔大阪府・大阪市〕), 2016年7月26日, URL:  
<http://www.eonet.ne.jp/~zeirishi-tani/new1051.htm>

〔図書〕(計1件)

- (1) 深川裕佳「三者間相殺契約」椿寿夫=伊藤進編『非典型契約の総合的検討(別冊NBL 142)』(商事法務, 2013年4月) 209-226頁

6. 研究組織

- (1) 研究代表者  
深川 裕佳 (FUKAGAWA, Yuka)  
東洋大学・法学部・准教授  
研究者番号: 10424780
- (2) 研究分担者 なし
- (3) 連携研究者 なし